平成２７年（フ）第１７７号
京都市東山区三条通北裏岡崎西入柚之木町344番地　柚木荘
債務者　有馬　弘美
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２４２号
京都府木津川市加茂町駅東２丁目５番地３　プレステ加茂タワー1908号
債務者　楠　　玲子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
京都市南区上鳥羽八王神町23番地５　ワーカーハイツ205号、前住所京都市南区上鳥羽八王神町59番地12
債務者　中田美知江
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８９号
京都市上京区松屋町通竹屋町上る藁屋町535番地69　コーポ大栄２Ｂ号
債務者　和田　正樹
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２９５号
京都市左京区一乗寺高槻町３番地　フクヤハウス205号
債務者　山下　　治
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３０６号
京都市上京区下立売通千本西入稲葉町461番地２　ＬＯＦＴＹ46―507号
債務者　小畑　友香
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３２３号
京都市上京区御前通上ノ下立売上る仲之町304番地
債務者　石浦　敏夫
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
兵庫県尼崎市小中島１丁目22番18号
債務者　柏木　泰始
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６２号
兵庫県芦屋市高浜町９番１―111号
債務者　灘井　良太
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７８号
奈良県大和郡山市小泉町1607番地　フローラハイツ101
債務者　桜鍼力店こと　森井　宗孝
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第８４号
奈良市南京終町１丁目182番地の１　京終マンション101号
債務者　松岡　利幸（旧姓梶川）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第９５号
奈良市西大寺赤田町１丁目２番13―106号
債務者　宮﨑　辰士
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５８号
奈良県橿原市上飛騨町202番地の４
債務者　川村　宣彦
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
奈良県葛城市大屋８番地７
債務者　中屋　豊誠
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第８０号
奈良県葛城市大屋８番地７
債務者　中屋　裕子
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
広島県尾道市長江１丁目22番３号
債務者　神原　茂彰
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第２０号
愛媛県松山市祓川２丁目10番13号
債務者　森貞　真人
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで　松山地方裁判所民事部